

事 務 連 絡
令和 5 年 1 2 月 7 日

各県立学校長 様

県立学校部参事兼保健体育課長

学校におけるインフルエンザ発生時の対応に関するQ&A

標記の件について、学校におけるインフルエンザ発生時の対応に関するQ&Aを作成したので、お知らせします。

担 当 健康教育・学校安全担当 電 話 048-830-6963

学校におけるインフルエンザ発生時の対応に関するQ & A
(令和5年12月7日版)

出席停止

Q1：インフルエンザの陽性が判明した児童生徒等の出席停止期間は。

A1：インフルエンザの出席停止の基準は、学校保健安全法施行規則第19条第2号イにより、「インフルエンザにあっては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで。」とされています。

Q2：陽性者の出席停止期間について「発症した後五日を経過し」の起算日はいつか。

A2：新型コロナと同様に「●●した後△日を経過するまで」の場合、「●●」という現象が見られた日を「0日」として算定します。

Q3：陽性者の出席停止期間について「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで」とあるが「かつ」がある意味はなにか。

A3：「かつ」があることによって両方の要件を満たす必要があり、仮に発症後5日経過しても解熱していない場合は、解熱した後2日を経過するまで出席停止とする必要があります。また逆に、発症・陽性判明の翌日等に解熱した場合でも、発症後5日経過するまで出席停止とする必要があります。

<出席停止（インフルエンザ）の例>

・事例1

曜日	金	土	日	月	火	水	木
状況	発症	陽性判明		解熱			登校可
発症後	0日	1日	2日	3日	4日	5日	
解熱後				0日	1日	2日	

・事例2

曜日	金	土	日	月	火	水	木	金
状況	発症	陽性判明			解熱			登校可
発症後	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	
解熱後					0日	1日	2日	

・事例3

曜日	金	土	日	月	火	水	木
状況	発症・陽性判明	解熱					登校可
発症後	0日	1日	2日	3日	4日	5日	
解熱後		0日	1日	2日	3日	4日	

Q4：2日前に発熱で休むと連絡があった児童生徒等の保護者から「本日受診したところ、インフルエンザと診断された。」との連絡が入った場合、出席停止をどのように考えればよいか。

A4：発症した日は発熱した日であったと考えられるため、発熱した日を起算日として出席停止とすることが妥当と考えます。この場合、保護者から医師等の指示（見解）について聞き取りをした上で対応してください。

Q5：インフルエンザの抗原定性検査キットによる自己検査で陽性反応が出たが、出席停止となるか。

A5：医師の診察等により陽性が確定していない児童生徒等については、原則として陽性者として取り扱いません。自己検査で陽性反応が出た児童生徒等には、速やかに医療機関を受診・相談するよう勧めてください。

Q6：保護者から「本日受診したところ、インフルエンザと診断された。その際、医師から発症日から3日間の療養でよいと指示があった。」との連絡があった場合、出席停止をどのように考えればよいか。

A6：インフルエンザの出席停止の基準は「インフルエンザにあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。」とされています。ただし、学校保健安全法施行規則第19条第2号ただし書きの規定に「ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。」とあることから、同号で示す基準より出席停止期間を短縮することは想定されています。

したがって、基準より短い期間の出席停止を指示することは可能ですが、保護者から医師等の指示（見解）を聞き取った上で、学級等の感染状況等を踏まえ対応してください。また、登校再開に当たっては、当該児童生徒等の健康状況を事前に確認するなど、適切に対応してください。

学級閉鎖

Q7：インフルエンザ発生による臨時休業はどのような場合に措置すべきか。

A7：インフルエンザ様症状の児童生徒等が、急激に多発したり、欠席率が通常より高くなった場合は、学校医の意見を踏まえ、必要に応じて臨時休業の措置を講じてください。

なお、学年閉鎖、学校閉鎖については、必ず電話にて保健体育課に事前協議をしてください。

Q8：インフルエンザの学級閉鎖の措置の目安はどのようにになっているか。

A8：インフルエンザ様疾患の欠席者数がおおむね15%～20%になった時を目安としてください。

なお、在籍人数が少ない学級に関しては学校医の意見を参考に適宜対応してください。

Q9：措置の目安の「欠席者数」はインフルエンザ陽性が判明している児童生徒等の人数だけを考慮すればよいのか。

A9：臨時休業の目安は「インフルエンザ様疾患の欠席者数」です。したがって、医師の診断等の有無に関わらず、インフルエンザが疑われる症状を有する児童生徒等が対象となります。ただし、喘息やアレルギー等の持病に起因する症状であることが明らかな場合や医療機関等においてインフルエンザ陰性が確定している場合は、対象者から除外して差し支えありません。

Q10: 臨時休業を検討するに当たって、長期間欠席している児童生徒等を在籍人数(母数)に含むか。

A10: 現に学級において感染リスクを負う児童生徒等とはならないため、母数には含みません。

Q11: インフルエンザの学級閉鎖の措置日数はどうすればよいか。

A11: 措置日数に関する目安はありません。学校医の意見を参考に適宜対応してください。

なお、実績として多くの学校で2～3日間の臨時休業期間となっています。

(参考: 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業期間「5日間程度」)。

Q12: 臨時休業の目安に該当した場合、学級閉鎖等の措置について、教育局(保健体育課)との協議は、どのように行うのか。

A12: 原則として、学級閉鎖については、電話等による事前協議は不要です。ただし、学級閉鎖の措置日前日までに必ず学校等欠席者・感染症情報システム入力による報告又は様式8をメール提出することを徹底してください。

急を要する場合や特別な事情がある場合、または相談を要する場合等については、電話等で保健体育課に協議・相談してください。

なお、学年閉鎖、学校閉鎖については、必ず電話にて事前協議をしてください。

(新型コロナウイルス感染症発生に伴う臨時休業と同様)

Q13: 学級でインフルエンザ陽性者は一人もいないが、発熱等の体調不良者が多数発生した場合、学級閉鎖を措置してもよいか。

A13: 発熱等インフルエンザが疑われる症状による体調不良者が多数発生した場合、地域や校内でインフルエンザの流行がみられ、かつ、学級内での広がり懸念される場合などは、陽性者の有無に関わらず、必要に応じて、インフルエンザによる学級閉鎖等の措置を講じてください。

Q14: 同一学級に新型コロナとインフルエンザの陽性者が同時に発生し、学級内の欠席等の状況から学級閉鎖措置が必要と考えられる場合、措置日数等はどのようなになるか。

A14: 同一学級内に双方の感染症の陽性者が発生した場合、原則として、「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖」として整理し、5日間の学級閉鎖を措置します。ただし、状況に応じて保健体育課に協議してください。

Q15: インフルエンザに伴う臨時休業期間中に部活動の公式大会がある場合、体調に問題がない生徒は参加させることは可能か。

A15: 臨時休業が措置された場合、学校として教育活動を休業している状況であることから、授業のみならず、学校の教育活動の一環である部活動についても、当該臨時休業の対象学級等の生徒は参加できないことが基本となります。したがって、インフルエンザに伴う臨時休業期間中について部活動の公式大会等にも参加させることはできません。

Q16：新型コロナには臨時休業期間中の大会参加に関する特例措置があるが、インフルエンザに適用されないのはなぜか。

A16：前提として、臨時休業が措置された場合、学校として教育活動を休業している状況であることから、授業のみならず、学校の教育活動の一環である部活動についても、大会を含め、当該臨時休業の対象学級等の生徒は参加できないことが基本となります。

しかし、新型コロナについては、文部科学省のガイドライン*に措置期間について「5日間程度」と明記されており、インフルエンザが2～3日程度（明記はないが運用上そのようなケースが多い）であることと比較して、措置による学校教育活動への影響が大きいことから、生徒の活動機会の確保に鑑み、県として、令和4年4月に、特例措置として部活動の公式大会等の参加を可能としたところです。

*…「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」

Q17：インフルエンザについても、生徒の活動機会の確保の観点から特例措置の対象とすべきではないか。

A17：臨時休業が措置された場合、学校として教育活動を休業している状況であることから、授業のみならず、学校の教育活動の一環である部活動についても、大会を含め、当該臨時休業の対象学級等の生徒は参加できないことが基本となります。

令和5年5月8日に新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、本来であれば、インフルエンザ等と同様の扱いとし、特例措置を解除することが基本ではありますが、新型コロナの臨時休業については、引き続き、文部科学省のガイドラインにおいて、期間は「5日間程度」と明記された状況であり、県としては、新型コロナの変わらぬ特殊性や影響の大きさなどを踏まえ、できる限り生徒の活動機会を確保するため、当面の間、特例措置を適用しているところです。

その他

Q18：インフルエンザの対応について参考となるマニュアル等はあるか。

A18：「学校における感染症発生時の対応―第3版―」（令和4年3月）を参考にしてください。令和4年3月に各県立学校あて冊子を配付しています。また、県教育委員会ホームページにも掲載しています。

（インフルエンザに関する掲載内容の紹介）

P7 出席停止期間の考え方

P15 インフルエンザの症状や登校基準

P52 インフルエンザ発生時の学校の対応フローチャート

P54 よくあるインフルエンザQ&A

P118 インフルエンザの予防措置について

（掲載ホームページ）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/910-201212-5.html>